

# 第4回 小郡市庁舎建設審議会 資料

---

R8.5.27

小郡市 経営政策部 経営戦略課 新庁舎整備推進室

	内容	ページ
1	これまでの審議の振り返り	p.3
2	審議会答申案(現時点版)の確認	p.4~8
3	規模に関する論点の整理	p.9~11
4	規模と位置を一体的に考える視点	p.12~13
5	本日の審議のまとめと今後の進め方	p.14

## 審議経過

回	開催日	議題	主な内容
第1回	R7.11.26	新庁舎の基本方針について	現庁舎の概要、課題
第2回	R8. 1.29	新庁舎の役割・機能について	将来の人口動態、窓口、防災拠点、市民活動・交流、にぎわい拠点等の視点から見た、新庁舎で求められる役割・機能
第3回	R8. 3.25	新庁舎の役割・機能・規模について	第2回審議会で出された役割・機能に関する意見整理、庁舎規模の考え方

## 第4回審議会の位置づけ

本日の審議会では、第3回までの議論を踏まえ、以下の3点について審議いただきます。

- ① これまでの議論に基づく答申案(役割・機能)の方向性確認
- ② 第3回後半で出された「規模」に関する意見の論点整理の確認
- ③ 「規模」と「位置」を一体的に捉えた「新庁舎の位置に求められる条件」の頭出し

## 本日お示しする答申案について

本日お示しする答申案は、第1回から第3回までの審議内容を踏まえ、事務局にて整理したものです。本答申案は、今後の審議の進捗に合わせて順次加筆・修正を行いながら取りまとめるものであり、現時点では役割・機能に関する内容までを記載しています。規模及び位置に関する内容については、今後の審議を経て追記していく予定です。

## 本日確認いただきたい事項

- ① 各項目の方向性として、大きく外れているものはないか。
- ② 答申として特に強調すべき点、又は落としている視点はないか。
- ③ 小都市の地域特性を踏まえた記述として、過不足はないか。

※表現の細部についての修正は、今後の審議を通じて引き続き調整していきます。

## 構成概要

答申は、①役割・機能、②規模、③位置の3点について取りまとめる予定です。

現時点では「①役割・機能」について整理しています。②規模、③位置は、今後の審議を経て追記します。

## 構成概要

### 第1 新庁舎に求める役割・機能について（現時点版として記載）

- (1) 行政サービスの窓口機能と行政デジタル化への対応
- (2) 防災拠点機能
- (3) 市民活動・交流機能
- (4) 将来変化への対応
- (5) 庁舎のシンボル性と地域景観との調和

### 第2 新庁舎に求める規模について（第4回以降の審議を踏まえ、追記予定）

### 第3 新庁舎に求める位置について（第5回以降の審議を踏まえ、追記予定）

小郡市庁舎建設審議会は、令和7年11月の第1回審議会から審議を重ね、新庁舎に求められる役割・機能、規模、位置について市民目線から幅広く意見交換を行っている。本答申案は、審議の進捗に合わせて順次加筆・修正を行いながら取りまとめるものであり、現時点では第1回から第3回までの審議を踏まえた役割・機能に関する内容を記載している。規模及び位置に関する内容については、今後の審議を経て追記していく予定である。

本市は、南北に細長い地形という特有の地理的条件を有し、市役所(窓口等)機能が市内各所に分散しているのが現状である。また、警固断層による高い地震危険度を抱えるとともに、中央部から南部にかけては水害危険度の高い地域を含んでいる。新庁舎の整備に当たっては、こうした本市特有の条件が十分に踏まえられることが求められる。

新庁舎は建設後数十年にわたり使用される施設であり、今後の社会情勢の変化を見据えた柔軟な対応が求められることも念頭に、以下のとおり答申する。

なお、各事項の具体的な内容については、市において改めて専門的見地から検討されることを期待する。

## 第1 新庁舎に求める役割・機能について

### (1) 行政サービスの窓口機能と行政のデジタル化への対応

- 来庁を要するサービスと来庁を要しないサービスとを適切に整理した上で、それぞれに応じたサービス提供体制のあり方を検討することが望まれる。
- デジタル化が進む中であっても、高齢者・外国人をはじめとした多様な市民が安心して利用できる対面窓口機能は引き続き重視されるべきであり、相談対応の質の向上という観点からの窓口機能の確保が求められる。
- 現在、本市の行政窓口機能は市内複数の施設に分散している。市民の利便性向上及び職員の業務効率化の観点から、機能の集約とワンストップサービスのあり方についての検討が望まれる。
- 行政のデジタル化については技術革新のスピードが速く、庁舎完成時点ではAIの活用を含む対応が求められている可能性が高い。特定の技術や手法に依存せず、時代の変化に対応できる柔軟な機能整備の視点が重要である。

## (2) 防災拠点機能

- 新庁舎は、大規模災害時において市の行政機能を維持し、市民への支援・情報伝達を担う司令塔としての役割を果たせる庁舎であることが求められる。
- 本市は、警固断層による高い地震危険度と、水害危険度という2つの自然災害リスクを抱えた地域特性を有していることから、これらを踏まえた防災機能のあり方が検討される必要がある。
- 停電時においても行政機能が継続できるよう、非常用電源の確保は、防災機能上の基本的要件として位置づけられるべきである。
- 防災機能はあくまでも非日常時における対応として捉えるべきであり、日常業務との機能共用を前提とした効率的な施設のあり方についても検討が求められる。

## (3) 市民活動・交流機能

- 市内には文化会館、生涯学習センター、各校区コミュニティセンター等の既存施設が存在しており、役割分担を踏まえた上で、新庁舎が担うべき機能の範囲が整理されることが求められる。既存施設で担える機能の重複整備は避けることが望ましい。
- 来庁者が気軽に立ち寄れる小規模なロビースペース又は市の情報発信の場については、新庁舎においても位置づけることが考えられる。
- 本市は南北に細長い地形であり、庁舎へのアクセスに地域差が生じやすいという特性がある。来庁しなくても行政サービスを受けられる仕組みのあり方や、地域コミュニティとの連携強化についても、庁舎整備と併せて考慮されることが望まれる。

#### (4) 将来変化への対応

- 新庁舎は建設後数十年にわたって使用されるものであることから、行政組織の改編や業務内容の変化に対応しやすい構造・設計のあり方が検討されることが望ましい。将来を見据えた一定の余裕の確保が求められる。
- 将来の人口動態については、本市は他の自治体と比較しても大幅な減少は見込まれていない。一方で、行政サービスの多様化・複合化は今後も進むと想定されることから、デジタル化が進んでもなお職員数や来庁者数が現状から大きく減少しない可能性があることを考慮した上で、規模の検討が行われることが求められる。
- 太陽光発電設備の設置や省エネ設計など、環境負荷の低減に資する整備については、公共施設として地域への模範を示す観点からも積極的な検討が望まれる。

#### (5) 庁舎のシンボル性と地域景観との調和

- 新庁舎が市民に親しまれ、市民の誇りとなる施設として整備できるよう、庁舎のシンボル性については今後の検討における視点の一つとして位置づけることが求められる。
- 建物の高さや規模のみならず、デザイン・外構・周辺環境を含めた総合的なシンボル性のあり方について、本市の平坦な田園地帯が広がるという景観特性にも配慮しながら検討することが望まれる。

第2 新庁舎に求める規模について (第4回以降の審議を踏まえ、追記予定)

第3 新庁舎に求める位置について (第5回以降の審議を踏まえ、追記予定)

第3回審議会では、規模に関する意見交換の「頭出し」として、機能量・余白・建物の高さ・駐車場といったテーマについて委員の皆様からご意見をいただきました。

第4回審議会では、それらのご意見を踏まえ、事務局として各論点の方向性を整理しています。

本日お示しする内容は、委員の皆様から細部の数値や技術的条件を決めていただくものではなく、審議会として「どのような考え方を重視するか」について方向性を確認していただくものです。

## 規模に関する論点の考え方

規模に関する論点を整理すると、

- 「庁舎位置の条件に関わらず方向性を確認できる事項」と
- 「庁舎位置の条件と切り離して考えることができない事項」

の2つに大別できます。

まず、前者に当たる事項の論点について、方向性をご確認いただきます。

後者に当たる事項については、位置の検討と一体的に扱うことが適当であるため、12ページ以降で整理します。

## 本日確認いただきたいこと

- 各論点に示した方向性について、大きく外れている点や追加すべき視点はないか。
- 答申として特に強調すべき点はないか。

## 論点① 機能量の考え方

### 第3回で出た主な意見

委員	発言内容(要旨)
A	高層ビルまでは不要だが、行政サービスは一箇所に集中させるべき。あすてらすのことも関係部署も含め、できるだけ本庁に集約することが望ましい。
B	行政サービスは今後ますます複雑化・多様化する。AIやDXで定型業務は効率化されても、対面対応が必要な業務はむしろ増えていく可能性が高い。
C	オープンな空間でフロアがまとまって配置され、見やすく整理されているほうが良い。対面での丁寧な対応は引き続き重視してほしい。
D	個室の相談スペースは必要。働く職員の意見も大きく反映されるべき。
E	シェアオフィスやコワーキングスペースのような、若者や起業家が集まれる新しい働き方に対応した場所も検討してほしい。

### 事務局としての方向性(案)

- デジタル化が進んでも、対面相談・複合的な行政サービスへの対応等により、職員数・来庁者数は現状から大きく減少しない前提で機能量を考えることが適当である。
- ペーパーレス化の進展により書庫スペースは縮減できる一方、相談スペース・個室対応ブース等の充実が求められる。
- 窓口・執務スペースのゾーニングを明確にし、レイアウト変更に対応できる設計とすることが重要である。

## 論点② 将来変化への余白の考え方

### 第3回で出た主な意見

委員	発言内容(要旨)
A	増築を繰り返すことで、建設費が2倍・3倍になることは避けたい。現在の庁舎がまさにそうになっているため、一定の余白を初期設計に見込むべき。
F	1960～70年代に建設された庁舎の多くが、床面積不足から増築を繰り返している。ペーパーレス化により書庫スペースは削減できるが、データセンター機能等が新たに必要になる可能性もある。将来を見据えた外構計画・建物配置の余白が必要。
E	人口の増減だけでなく、外国人増加・AI台頭による職員数変化など、構成の変化も見据えた余白が重要。

### 事務局としての方向性(案)

- 初期設計に一定の余裕を持たせ、増改築を繰り返さない庁舎とすることを基本方針として位置づけることが適当である。
- 会議室・執務スペース等は用途変更・レイアウト変更が可能な可変性のある設計とし、将来の組織改編・業務変化に対応できる構造とすることが重要である。
- 具体的な余白の割合・面積については、今後の基本構想の策定段階において、専門的知見を踏まえて検討することが適当である。

## 位置を検討する際の確認事項

位置を検討する際の確認事項を、以下のとおり整理します。次回審議会の位置に関する議論の土台として、ご確認ください。

### ① アクセシビリティ

市民が来庁しやすい場所か。公共交通(西鉄・甘鉄・のりーと・相乗りタクシー等)での来庁と自動車での来庁、双方の観点から検討する必要がある。

また、職員採用の観点からも、職員が通勤しやすい立地かどうかの考慮が必要。

### ② 防災上の安全性

水害危険度(ハザードマップ)・地震危険度(警固断層等)への対応が可能な場所か。庁舎自体が被災しないことが、防災拠点としての機能発揮の大前提となる。

### ③ 建設中の市民サービスへの影響

工事期間中も行政サービスを継続できる環境が確保できるか。現庁舎での業務継続との両立や、仮庁舎の確保可能性についても検討が必要。

### ④ まちづくりとの整合

市全体のまちづくりの方向性(立地適正化計画等)と合致しているか。

まちのシンボルとなり得るロケーションかどうかという視点も含まれる。

## 地域特性整理の趣旨

位置を検討するに当たり、小郡市特有の地域特性を改めて整理します。これらは、位置の「条件」を考えるうえでの判断材料となるものです。

## 整理項目

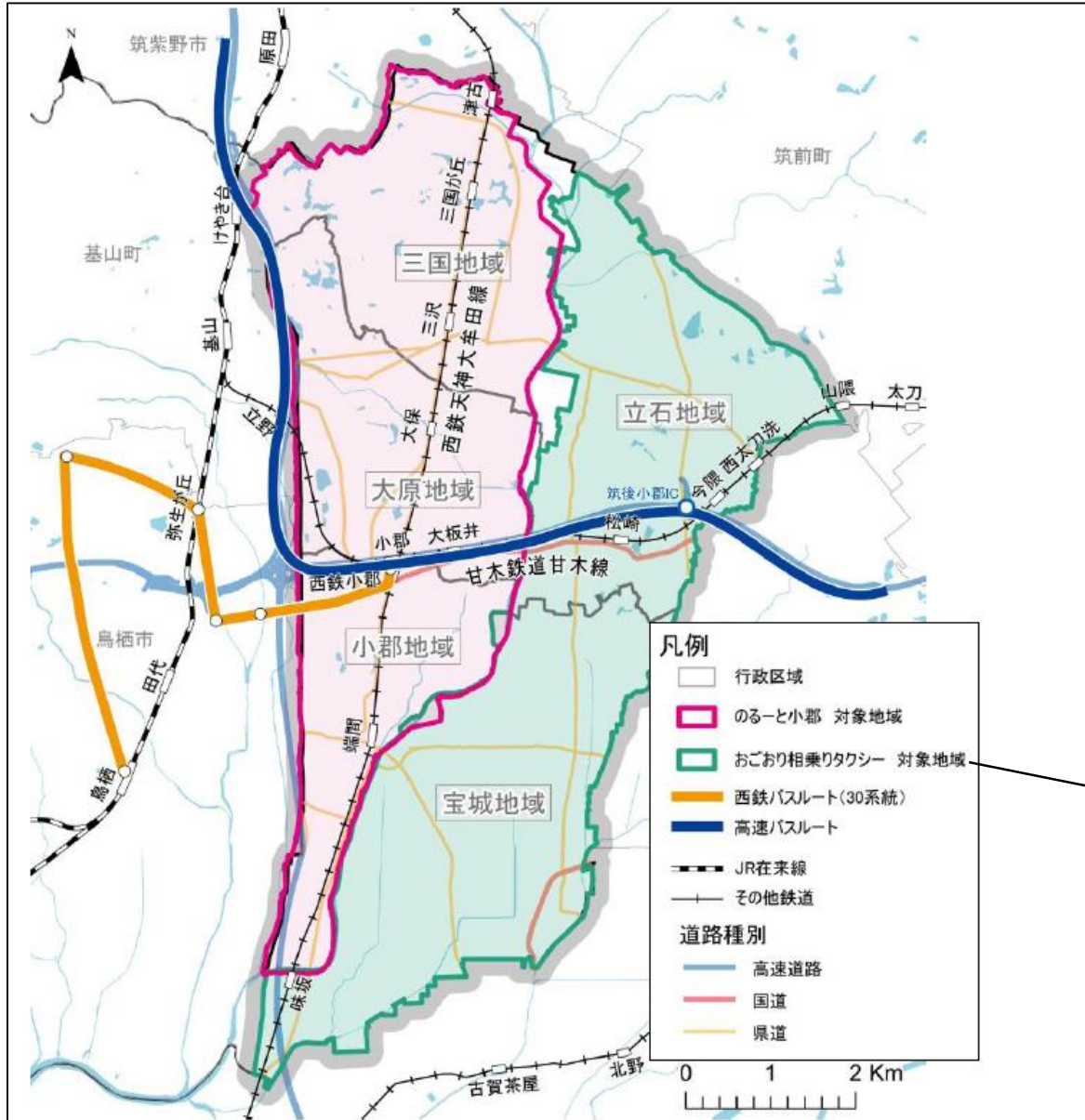
項目	内容
① 地形・地理的条件	南北に細長い地形。市役所から北部・南部各地域までの距離感。
② 災害リスク	浸水想定区域(洪水ハザードマップ)。警固断層の位置と想定震度(最大震度7)。
③ 公共交通の状況	西鉄天神大牟田線・甘木鉄道甘木線の駅位置。「のるーと」「相乗りタクシー」の運行エリア。
④ 人口分布	地域ごとの人口規模・人口動態の濃淡(北部・中央・南部の差異)。
⑤ 既存公共施設の分布	現庁舎・あすてらす・文化会館・生涯学習センター・各校区コミュニティセンター等の位置関係。

## 本日の確認事項

- 答申案(役割・機能)の方向性(P5~8)について、大きく外れている点や追加すべき視点はないか。
- 規模に関する論点①・②(P10、11)の方向性について、抜け落ちている視点や違和感のある点はないか。
- 位置を検討する際の確認事項、小郡市特有の地域特性(P12・13)について、特に重視すべき条件や追加すべき視点はないか。

## 今後の審議の進め方(予定)

回	内容
第4回(本日)	答申案(役割・機能)確認／規模の論点①・②確認／位置の頭出し
第5回	規模・位置を一体的に捉えた敷地条件の深掘り／答申案(規模含む全体)確認
第6回	最終答申案の審議・確認



▲小郡市の公共交通体系図

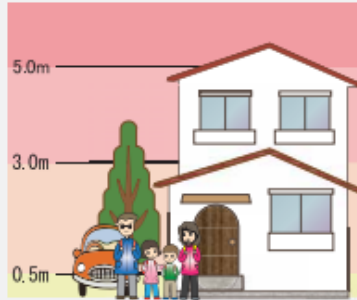
出典：国土数値情報、R4都市計画基礎調査

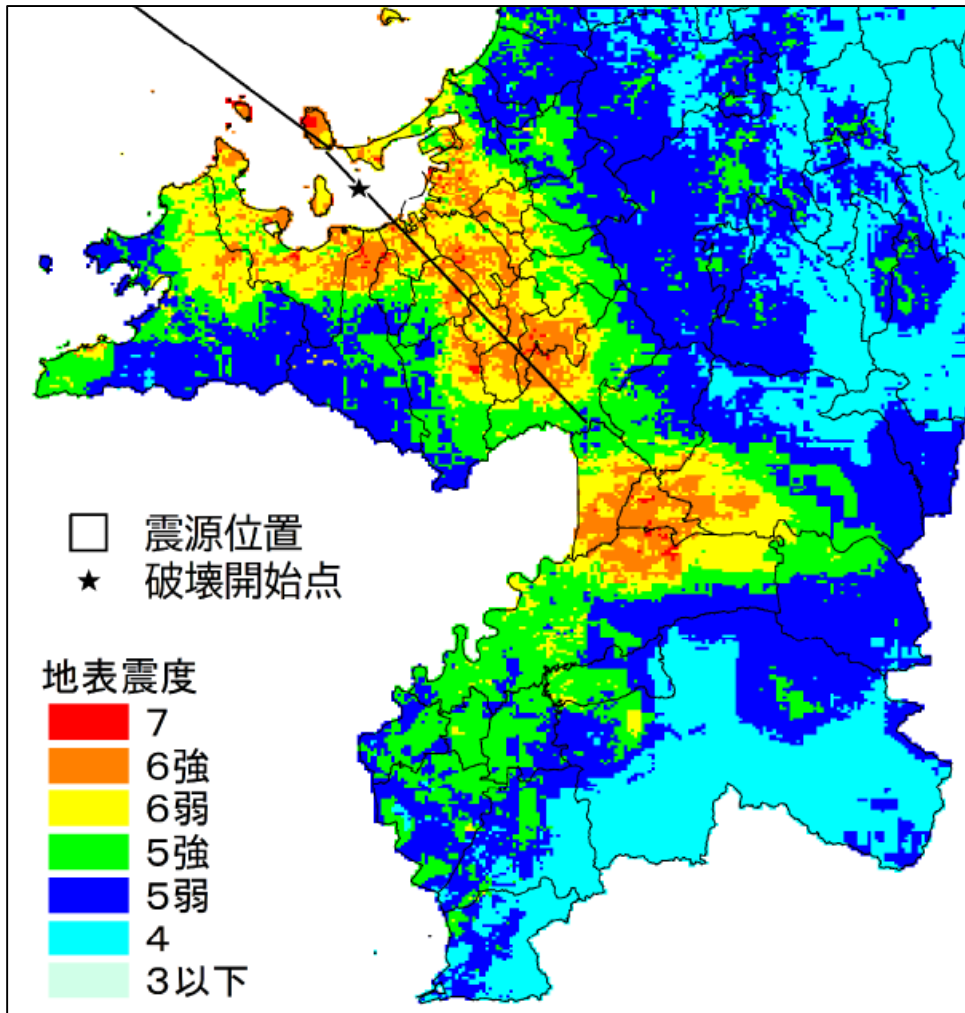
対象地域外である一部の公共施設、商業施設等も行先指定が可能であり、市役所を行先指定することも可能。

出典：小郡市地域公共交通計画(令和8年3月)

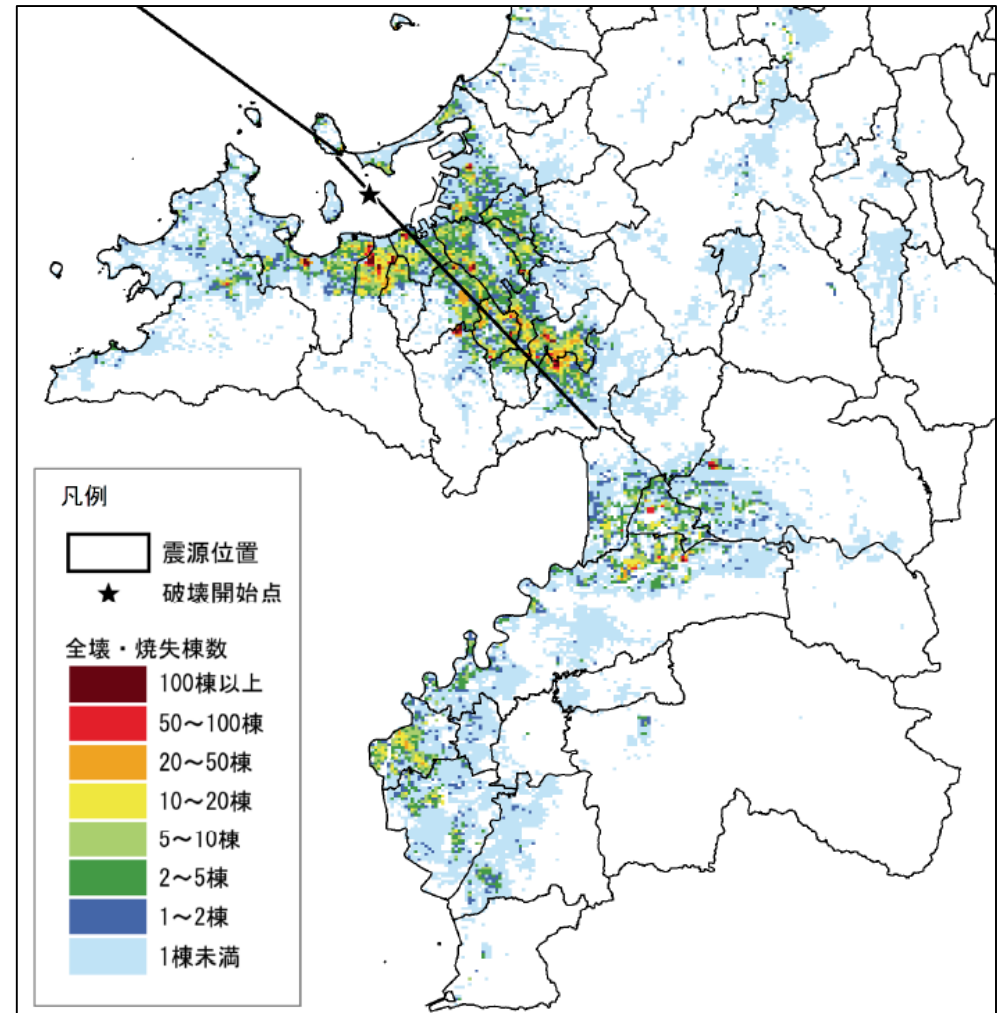
浸水想定水深の目安

- 5.0~10.0m未満 2階屋根以上が水没
- 3.0~5.0m未満 2階部分が水没
- 0.5~3.0m未満 1階部分が水没  
避難が困難となる
- 0.5m未満 床下が浸水





地表震度分布図 -警固断層帯(北西部+南西部)(破壊開始点:中央)-



全壊・焼失棟数分布図 -警固断層帯連動(破壊開始点:中央)-

## 地方自治法 第4条

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

## 立地適正化計画

都市再生特別措置法(第81条第1項)に定められている「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいた、都市全体の観点からの居住や医療・福祉・商業施設等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン

### 都市機能誘導区域の設定

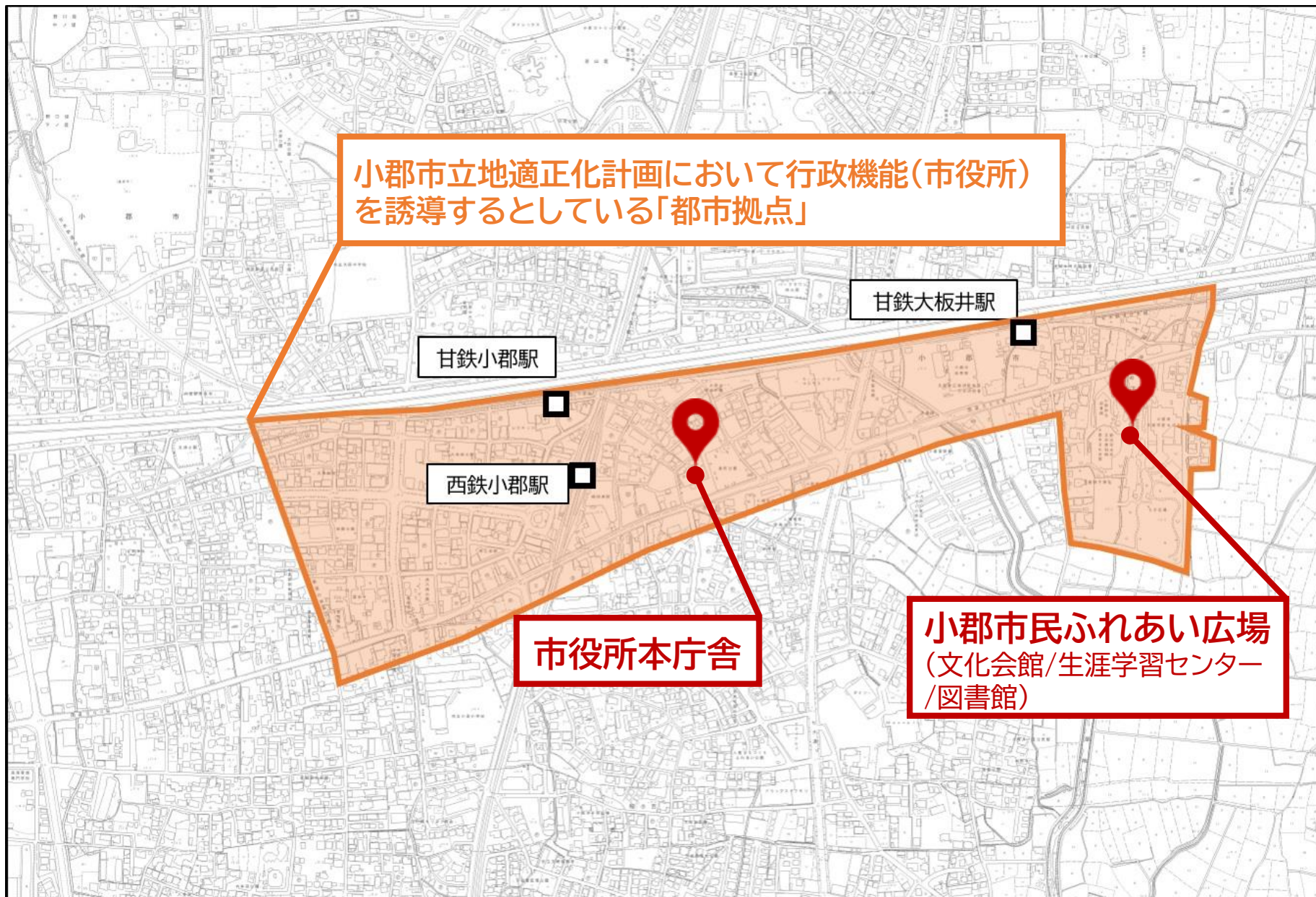
市内全域に無秩序に施設を配置するのではなく、「都市機能誘導区域」(公共施設や商業施設、病院など、多様な都市機能(誘導施設)を集約するエリア)を設定して、特定地域に公共施設や生活利便施設を集約

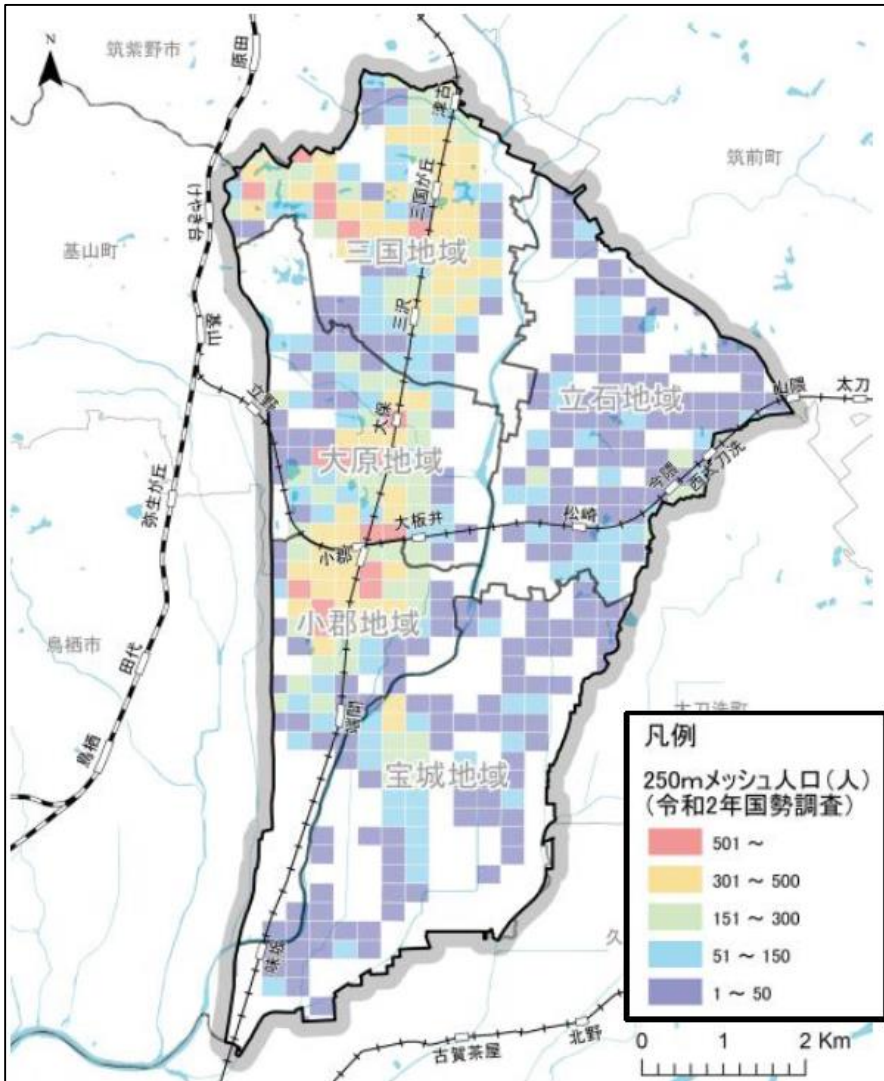
### 都市拠点の指定

都市機能誘導区域を細分化し、小郡市内で特に重要な公共・商業機能を担う地域である「都市拠点」を指定。  
小郡市立地適正化計画では、「西鉄小郡駅周辺」「甘鉄小郡駅周辺」「大板井駅周辺」を都市拠点として設定

### 都市拠点に誘導する施設

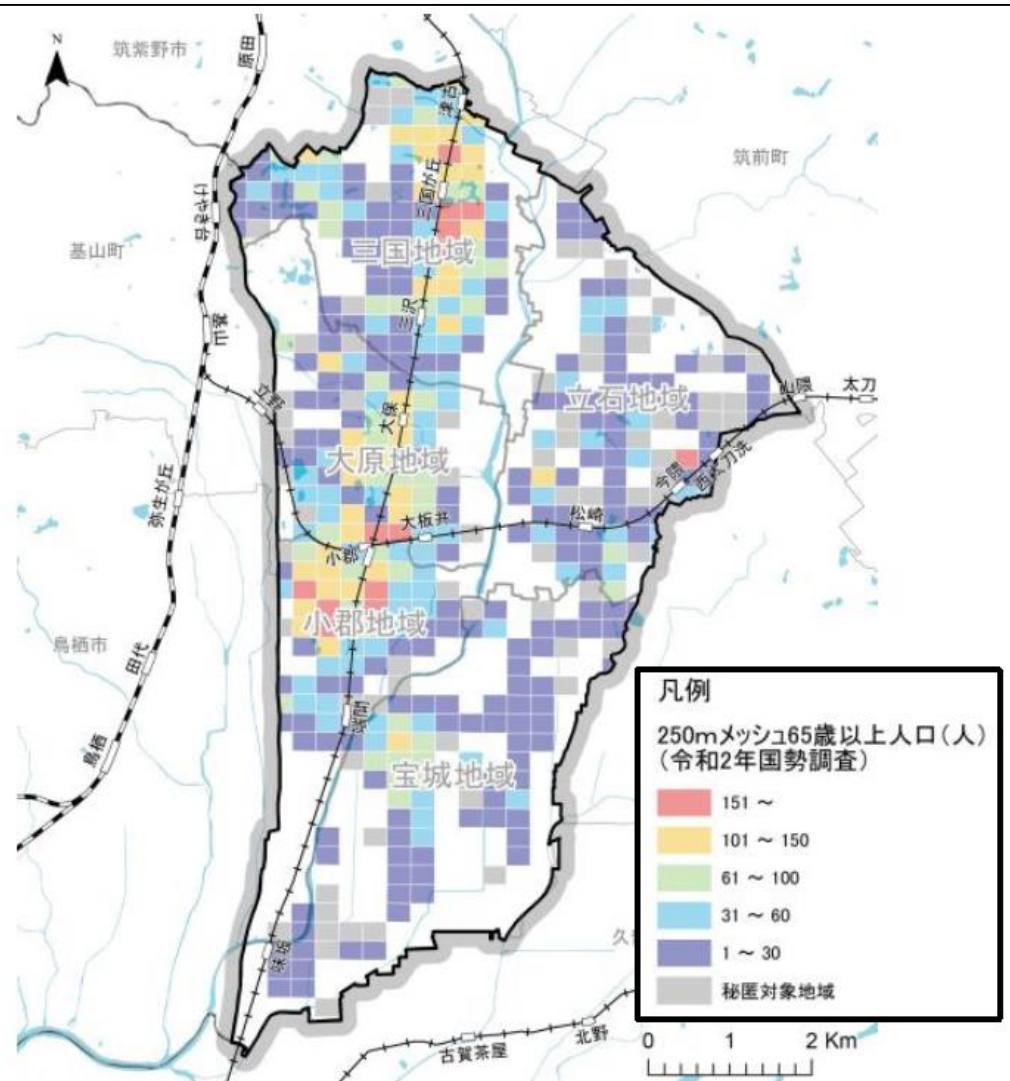
都市拠点に誘導する施設として、行政機能(市役所)を設定





▲メッシュ別人口分布状況

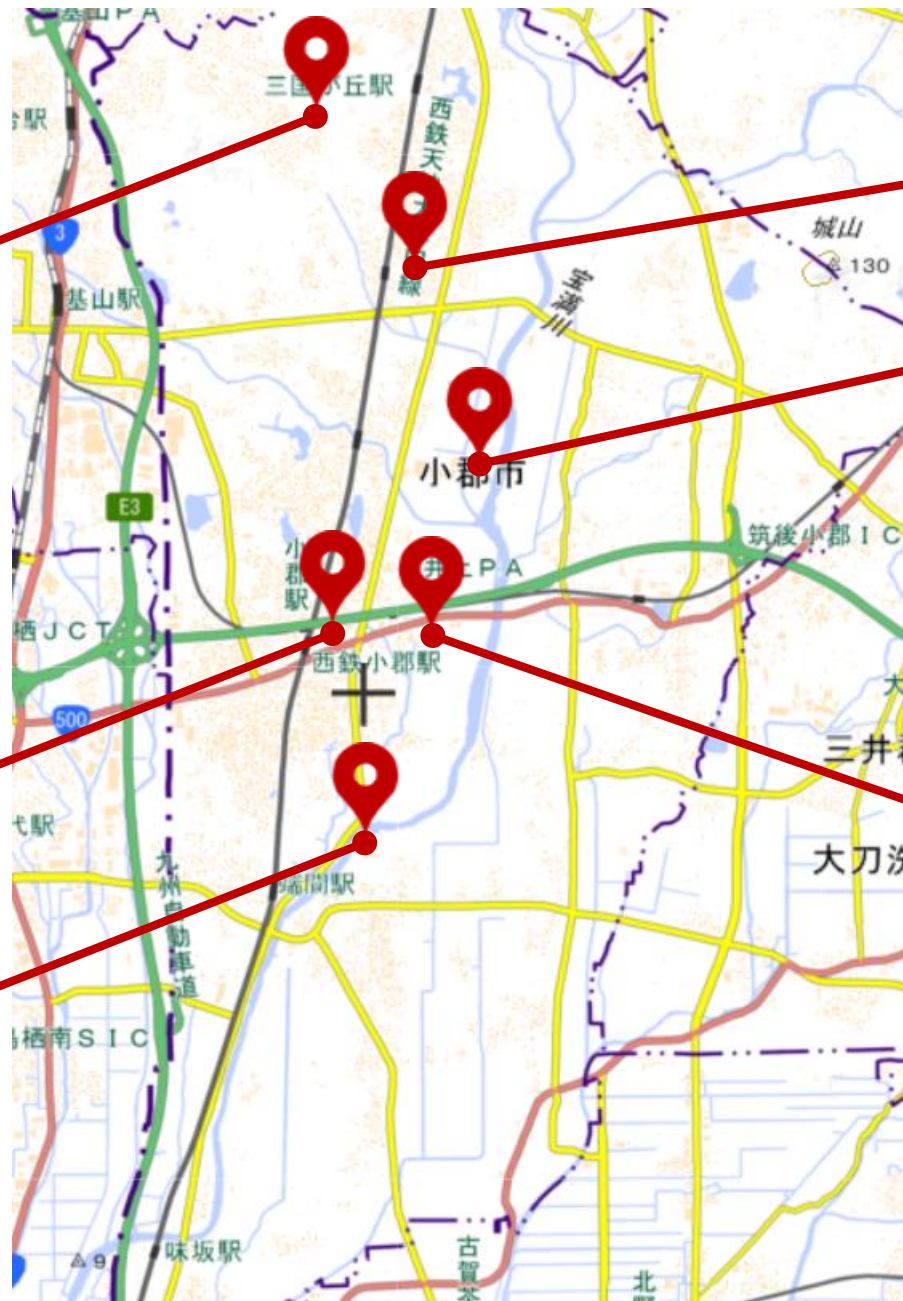
出典：国勢調査(2020(R2)年)



▲メッシュ別65歳以上人口分布状況

出典：国勢調査(2020(R2)年)

出典：小郡市地域公共交通計画(令和8年3月)



◆埋蔵文化財調査センター  
・文化財課

◆三国校区コミュニティセンター  
・みくにサービスセンター(証明書発行)

◆小郡運動公園  
(野球場)  
・スポーツ課

◆市役所本庁舎(本館、別館)  
・市長部局  
・教育委員会  
・議会事務局  
・監査委員/公平委員会事務局  
・農業委員会事務局  
・選挙管理委員会事務局

◆小郡市民ふれあい広場  
(文化会館/生涯学習センター/  
図書館)  
・生涯学習課

◆あすてらす  
・子ども・健康部

出典:  
国土地理院ウェブサイト(地理院地図)  
を加工して作成